

ベクトル合わせの基盤は理念研修

組織のベクトルを合わせるために毎月実施している理念研修の今月の課題は…

- ① 人生はすべて自分の選択である
- ② 世の中で起こることはすべて必然で、世の中に存在するものはすべて必要である
- ③ 世の中はすべて公平である

… という言葉について、自分はどう思い？どう感じるのか？についてのディスカッションでした。

● 成長を支える価値観

人が自己と真摯に向き合い成長していくには、生まれや環境や他人に左右されず、自分の人生はすべて自分の選択で決まるのだという価値観が必要です。その価値観の元には世の中で起こること世の中に存在するものはすべて必然・必要なものだという価値観が必要です。そして、さらにその基盤には、世の中はすべて公平であるという価値観がなければ、そのすべてが表面的なものになってしまいます。

ディスカッションの発表を聞いていると、新人からは…

「世の中は公平であるというのは、何についてという前提がないと答えられない」

「戦争や飢餓や、そういうものも含めて必然・必要ということは出来ない」

… など、色々な正直な意見が出て、とても面白いディスカッションになりました（笑）

世の中は絶対に公平なんかじゃありません… 生まれてすぐに飢餓や不衛生な環境の中で亡くなっていく子供たちは世界中に山ほどいます。貧乏な家に生まれたために希望の勉強ができずなりたい職業に就けないこともあります。両親の離婚や、親や自分の病気や、色々な困難にぶち当たり夢を諦めることもあります。努力しても、その努力が報われないことなんて当たり前で、運が悪い事だってあります… それが「事実」です！

● 事実(客觀性)と現実(主体性)の区別

ただし、「事実」と「現実」は異なります。事実はひとつだけですが現実は人の数だけあるのです。

なぜなら、現実とは客觀的な事実を自分の価値観（思考の枠組み）を通して見た場合に、自分自身がどう捉え、どう考え、どう行動するかという主觀的な問題だからです。飢餓や戦争を客觀的に分析し事実として捉え、そのために自分が何をすべきかという答えを探すためには「事実」が大切です。しかし、自分が自分自身と真摯に向き合い変化し成長していくために自分が向き合わなければならないのは「事実」ではなく、その事実を受け止めている自分の価値観なのだと思います。

能力教育をベースにした日本の教育の中では、能力が高い（頭が良い）ほど、子供の頃から「物事を私情を交えず客觀的に分析的することにより事実を探り出す力」、物事を他人事として捉える力は身につけています。しかし、「物事を自分の成長と周囲の人たちの幸せのために主觀的・能動的にどう捉えるかのか」という価値観についての教育はほとんど受けていません。実際に、事務所の理念研修を受けて「こういう話は親からも学校でも聞いたことはないし、考えたことも無かった」という話を良く聞きます。

私たちが、単なる税金計算屋というスペシャリストとしてではなく、プロとしてお客様の経営（中小企業の経営資源の8割は人であり、人に関わる問題のほとんどは価値観の違いにあります）に関わっていくためには、「高い能力」とともに人の基盤である思想についても「高い価値観」を持たなければなりません。

それが、私たち事務所の存在基盤だと感じています。

今月のワンポイント！ (担当:藍場)

◆ゴルフ会員権の損益通算について

個人で所有しているゴルフ会員権を平成26年4月1日以降に売却した場合、そこから生じるゴルフ会員権の譲渡損は損益通算の対象外となります。過去に購入、譲渡されたゴルフ会員権をお持ちの場合、売却することで節税効果を得られる可能性がありますが、そのための売却は平成26年3月31日までに行う必要があります。なお法人で所有しているゴルフ会員権を売却した際の売却損については4月1日以降も引き続き損金に算入となります。

● 損益通算とは

損益通算とは所得税計算における10種の所得のうち以下の4種の所得、不動産所得、事業所得、譲渡所得（総合課税）、山林所得の計算上生じた損失を、他の各種所得の金額から控除できる仕組みです。例えば個人で事業を営みながら給与も得ているような方がおり、事業において損失を出している場合、その損失を給与所得から差引き、最終的な納税額を少なくすることができます。なお、上記4種の所得以外の所得、例えば給与所得や利子所得については通常損失が発生することが見込まれていないため、そこから生じた損失は損益通算の対象とはなりません。

● 平成26年3月31日までに生じたゴルフ会員権譲渡損の扱いと計算式

ゴルフ会員権の譲渡損益は10種の所得のうち譲渡所得（総合課税）に含まれます。そのため上記にある通り、平成26年3月31日までにゴルフ会員権を売却したことにより生じる譲渡損は損益通算の対象となります。（ただし、ゴルフ場経営法人が破産した場合など損益通算できない場合があるので留意が必要です）

譲渡損の計算式は以下のようになります。

（譲渡益の場合、計算式が変わるために今回は損益通算の対象となる譲渡損の計算式のみ記載しています）

$$\text{譲渡損} = \text{①譲渡収入金額} - (\text{②取得費} + \text{③譲渡費用})$$

①譲渡収入金額とは、ゴルフ会員権の譲渡の対価として買主から受取る金銭の額を言います。

②取得費とは、原則として、ゴルフクラブの会員となるために支出した費用等をいい、次のようなものがこれに該当します。

- (1) ゴルフクラブへの入会に当たって支出した入会金、預託金、株式払込金
- (2) 第三者から会員権を取得した場合の購入価額、名義書換料、会員権業者に支払う手数料
- (3) 会員権を取得するために借り入れた借入金の利子のうち、その会員権の取得のための資金の借り入れの日から使用開始の日までの期間に対応する部分の利子

③譲渡費用とは、譲渡のために直接要した費用をいい、ゴルフ会員権業者に支払う手数料等が該当します。

また年会費は、会員権を保有することに伴う維持管理費用のため、取得費及び譲渡費用のいずれにも該当しません。

● 平成26年4月1日以降の取り扱い

生活に通常必要でない資産を譲渡して損失が生じた場合は損益通算の対象から除外されます。今までにもこのような取り扱いはあり、例えば競争馬や主として趣味、娯楽の目的で保有する不動産、生活の用に供する動産で生活に通常必要とされないもの、貴金属、書画骨董などがこれに該当していました。平成26年の税制改正ではこの中にゴルフ会員権が加わることとなり、結果として平成26年4月1日以降に生じたゴルフ会員権の譲渡損は損益通算の対象外となることになりました。

ご不明な点がございましたら担当者までご相談ください。

“ 経営塾 : 人財育成 ”

★ 美人はレンタルで十分 ...

昨年、米国のある有名なフォーラムに25歳の美女（自称）が書き込んだこと。それに答えるJPモルガンの社長の言葉が、とても明晰で秀逸なのでご紹介します。

<美女からの投稿> タイトル : お金持ちと結婚するためにはどうしたらいいの？

正直に書こうと思います。私は25歳で、かなり美人ですし、品もよく、センスもいいです。私は年収50万ドル（4000万円くらい）以上の男性と結婚したいと思います。欲張りだと言われるかもしれません、ニューヨークでは年収100万ドル（8000万円くらい）でも中流と言われるのです。私の要求は高くありません。このフォーラムに誰か年収50万ドルの男性はいませんか？みんな結婚しちゃってるんですか？

私が聞きたいのは、お金持ちと結婚するためには、どうしたらいいのかということです。私が今までお付き合いした人の中で一番のお金持ちは、年収25万ドルの人だったのですが、年収25万ドルが限界なのかな、という気がしています。でも、ニューヨークの西にあるニューヨークシティガーデンというところに引っ越しすためには、年収25万ドルじゃ、足りないんです。恐れ入りますが、次の質問に答えてもらえませんか？①お金持ちの独身男性はどこに集まっているのですか？（バーやレストラン、ジムの住所のリストがほしいです）②何歳くらいの人を狙つたらいいでしょう？③なぜ、お金持ちの妻達のほとんどが特にかわいくもない平均的な容姿なのですか？（美人でもおもしろくもないのに、お金持ちと結婚した女の子を何人か知っています）④結婚するか、付き合うだけで終わるかの決め手は何ですか？（私の目的は、結婚することなのです）

<JPモルガンCEOのお返事> タイトル : 親愛なる「美女」さんへ

あなたの投稿をおもしろく読みました。おそらく、あなたと同じような疑問を持っている女性はたくさんいるでしょうね。あなたの状況を、プロの投資家として分析することをお許しください。私の年収は50万ドル以上。あなたの希望に添っていますので、ここでこれを読むみなさんの時間をムダにしないのではないかと思っています。

ビジネスマンの視点に立って判断すると、あなたと結婚するのは悪い決断です。理由はとても単純です。説明しましょう。細かいことは抜きにして、あなたがやろうと思っていることは「美」と「お金」の交換です。Aさんが美を提供し、Bさんがそれに対してお金を払うのです。フェアでわかりやすいですね。しかし、ここには1つだけ重大な問題があります。「美」は、そのうち「なくなってしまう」ということです。しかし、「お金」はそうではありません。実際、私の年収は毎年上がり続けています。しかし、あなたは毎年どんどん美しくなるでしょうか。つまり、経済的な観点から言うと、私は「魅力的な資産」ですが、あなたは「値下がりしていく資産」だということです。しかも、「急激に値下がりする資産」なのです。もし「美」があなたの唯一の資産ならば、あなたの10年後の価値は、かなり心配すべきものでしょうね。

ウォールストリートでは、どんな取引にも「短期保有」と言うものがあります。あなたとデートすることは、「あなたを短期的に保有すること」です。取引では、売買するものの価値が落ちるとわかれば、私たちはそれを売ってしまいます。「長期保有」することはないのです。でも結婚は、「あなたを長期的に保有すること」なのです。残酷なようですが、賢い選択をするなら、急激に価値が値下がりするものは、売ってしまうか、レンタルするくらいで十分なのです。年収50万ドルを稼ぐ人はバカではありませんから、あなたとデートはしても、結婚することはないでしょう。お金持ちと結婚するための方法を探すのはおやめなさい。それよりも、あなたが年収50万ドル稼ぐ人になるのです。これが私のアドバイスです。お金持ちのバカを探すよりも、ずっとチャンスがあると思いますよ。この返信が、役に立つならうれしいです。

もし、あなたが「レンタル」に興味があるなら連絡してくださいね。

★ 相続税対策第7弾

相続税の基礎控除が2015年から大幅に縮小されるため、6ヶ月に亘って相続と生命保険の活用方法についてレポートをさせていただきました。今月は基本に戻り相続対策第7弾「生命保険の有効性」をお送りいたします。

● なぜ生命保険が有効なのか？

なぜ相続対策として生命保険が有効なのでしょうか。

第①に保障性と確実性です。保険加入後の責任開始日から満額の保障を確実に確保できます。

相続税は原則として相続発生後10ヶ月以内に現金で納めなくてはなりません。そのため、相続発生時に現金を確実に手にすることができる生命保険は特に相続税の納税資金確保のために有効です。

第②に安定性です。生命保険は加入時から保険金額、解約返戻金の額とそれに対する必要な保険料（コスト）が確定しているものが多く存在しています。そのため、内容が分かりやすく安心して活用できます。

第③に流動性です。相続財産のうち自宅などの不動産や自社株など流動性に乏しい資産の割合が大きい場合、相続人相互の間で取得財産に偏りが生じ、分割に関するトラブルにつながる可能性が高くなります。

生命保険金のように流動性のある財産があれば、分割が容易であるため遺産分割のトラブル回避に有用な対策となります。

第④に換金性です。相続の発生後、相続税を納税する際やあるいは遺産分割をする場合、不動産や株式を売却しなければならなくなることもあります。

しかし、それらの財産は市場で買い手が見つからなければ現金化できない上、売却できても譲渡所得などが生じ、さらに所得税の問題も発生する可能性があります。

最初から現金であり換金する必要のない生命保険金はこの点でも有効と言えます。

● 生命保険の非課税枠

第⑤に相続対策第一弾でレポートさせていただきました「生命保険の非課税枠」です。

生命保険の死亡保険金には、基礎控除とは別に「500万円×法定相続人の数」まで非課税枠が認められています。つまり、手元に相続税が課税される現預金がある場合には、まずは「500万円×法定相続人の数」の生命保険に加入し、死亡保険金の非課税枠を有効に利用して無税で非課税枠分の現金を手元に残すことが有用な対策となります。

● 何と無審査、無告知で加入できます！

最新の生命保険商品では診査（生命保険加入時の健康診断）や健康告知をすることなく加入できるものが発売されました。

つまり、既に何らかの病気に罹っている方や、過去に何らかの病気を罹ったことのある方でも生命保険に加入することができるのです。現在、病院に入院されていなければ生命保険に加入することが可能になります。今まで保険に加入することができなかつた方や、保険加入を諦めていた方にもチャンスです。過去に相続対策を考えたけれども持病が原因で保険活用できなかつたという方は、是非、再考ください。



(株)横浜総合フィナンシャルの西尾です！

生命保険加入の際には気をつけておかなければならない点が
たくさんございます。ご相談等ございましたら遠慮なくご連絡下さい。
4月17日の当社「経営塾」では「相続対策～遺言書の実践」です。
皆様、是非ともご参加下さい。

今月の一言…“良薬は口に苦し”

難題のない人生は「無難な人生」、難題のある人生は「有難い人生」

(女子モーグル 上村愛子)

覚えていらっしゃいますか？4年前のこの欄でご紹介した言葉です。上村愛子… とうとうメダルは獲れませんでした。でも、彼女の真摯な人生はちっぽけなメダルなんて関係なく金メダルの何倍も輝いています。改めて「人は何を成し遂げたかではなく、何を目指して歩き続けたかにより評価される」という言葉の意味を教えられました。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… (v o l . 7 0)

- ★ 今は2週にわたり大雪が降りました。特に2度目のときは観測至上初めてという言葉通り、今まで何十年間生きてきて初めて見る光景でした。そんな時、日本一寒い場所が紹介されていました。気温はマイナス25度で冷蔵庫の中よりも寒いそうです。何故そんな寒い所に住んでいるのだろうと思いましたが、住民の方は、寒いので皆で助け合って生活しなければならず、住民に一体感があると言っていました。確かに状況が困難なときほど助け合いが必要となり、その方が人としても豊になるのだろうと思いました。(KARINO)
- ★ 富士山が世界文化遺産に登録された特集で忍野八海をテレビで見る機会がありました。水温12℃。冬場は気温よりも温かいので湖面から湯気が上がる映像に触発され、朝陽、富士山という壮大な景色をどうしても見たくなつて富士吉田に宿泊し…観測史上最大の大雪に巻き込まれ横浜に戻れなくなりました。私達は宿泊施設に居たので不便さも感じることなく過ごしていましたが、自衛隊まで出動する大騒ぎ。普段は縁のない方達ですが現場で見ると頼もしさが違います。普段の訓練に本当に頭が下がる想いでした。(YAMAMOTO)
- ★ オリンピックの深夜中継の影響で、少し寝不足気味ですが、『レジェンド』と呼ばれるジャンプ競技葛西選手の銀メダル獲得にパワーをもらいました！16年前の長野オリンピック、金メダルを取った団体メンバーから落選し、その後幾つもの困難を乗り越えた上のメダル獲得、表彰台で見せた笑顔からは、自分自身と戦い続ける男の『誇り』と、あきらめることなく継続することの『強さ』を感じます。でも、葛西選手と同級生になる41歳の嫁からは一言、『レジェンド扱いは無い、まだこれからだ！』と…。(TOCHIKURA)
- ★ 週末ごとに大雪が続いています。そして明日(2/19の水曜日)も大雪予報。これも地球温暖化の影響の一つなんでしょうか？雪好きの私は雪が降るたびに秘書の外崎に「オイ！事務所の前に雪ダルマ作ろうぜ」と騒いで青森生まれの外崎に「私は都会っ子ですから寒いの嫌いです」と嫌がられていますが、金曜日から二泊三日の予定で休暇を取って忍野八海に遊びに行った山本は天罰が当たり大雪で帰れなくなり四泊五日してやっと今日の昼過に横浜に辿り着いたようです。早い夏休みを取ったので今年は休まず働くでしょう(爆)
連休に約50cmの新雪が積もった原村の自宅も、今週はさらに1.5mの新雪が積もったようです。先週は新雪の中を裏の御柱山に登りました。胸まである雪を… まず両手で束ねて水平に持ったストックで押し固めて、次に膝で押し固めて、その上に脚を一步踏み出します。それを三時間半繰り返して標高差約600mを登りました。深雪に閉ざされた深い森の中を一人ぼっちで胸まで雪に埋まって黙々とラッセルして…振り返ると自分のためだけの、モガキ続けた一筋の深い路… なんだか人生そのものだな~と思います。でも、この世を独り占めしたような不思議に満ち足りた気持ちになります。それを聞いた家内は「バカみたい。よく一人ぼっちで怖くないね」と心底呆れ顔。フツフツ…女にや分からんなこの気分(笑) (IZUMI)

TEAM 横浜総合事務所

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター ／横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※開催先取り有り

★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！

日時：平成25年3月18日(火)／10時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 52,500円 開催先割引 26,250円

昼食代込（お二人迄参加可）

★ “新・横総経営塾” 毎月開催、経営者セミナー 《※※※会員募集中※※※》

第38回「～成長企業の実践事例報告～経営サイクルのススメ！」

講師：株式会社 横浜総合マネジメント 代表取締役 栃倉 恒敬

日時：平成26年3月20日(木)／16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：都度参加会費 5,000円

★ “後継者育成塾” 3期生募集中

創業者の志を継承する「人財」を育成します！

主催：NN構想首都圏地域会LLP

日時：平成25年5月17日(金)～平成27年3月7日(土)

場所：セミナーハウス クロス・ウェーブ船橋

募集：全24日間・12回(全1泊2日の合宿形式) 120万円(一括・分割可)

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人材経営センター、(株)日本M&Aセンター、(株)船井財産コンサルタンツ

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人日本フードアドバイザー協会

(株)パワーズプロジェクトマネジメント、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスピーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0021 横浜市中区日本大通17JPR横浜日本大通ビル10F

TEAM 横浜総合事務所／TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります